

## 役員及び評議員の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恵生会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定める。

### (役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。但し、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）は、理事会の決議によって選任されたものに限る。

2 評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員は非常勤とする。

### (常勤役員の報酬)

第3条 法人のために週3日以上活動する常勤役員の報酬は、月額500,000円とする。

### (非常勤職員等の報酬)

第4条 非常勤役員等に報酬として支給する金額は、次のとおりとする。但し、委員会の出席状況に即して支給するものとする。

- |                |    |                 |
|----------------|----|-----------------|
| (1) 理事         | 年額 | 50,000円         |
| (2) 監事         | 年額 | 50,000円         |
|                | 日額 | 10,000円（内部定期監査） |
| (3) 評議員        | 年額 | 30,000円         |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 日額 | 10,000円         |
| (5) 第三者委員      | 日額 | 10,000円         |

但し、上記の金額は源泉徴収額を引いたあとの金額とする。

### (支払方法)

第5条 常勤役員への報酬は、当法人給与規則で規定する職員の給与支給日と同日に支払うものとする。

2 非常勤役員等への報酬は、当該年度分を当該年度内に支払うものとする。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年6月開催の定時評議員会の議決後、施行する。但し、令和3年4月1日以降へ遡及しての適用を妨げないものとする。